

不適正ヤード（再生資源物屋外保管事業場）について

廃棄物規制課

現状・課題

- 再生使用を目的として回収された鉄スクラップやプラスチックをはじめとする再生資源物の屋外保管については、大量かつ長期間保管されることもあり、火災や崩落の危険性があるほか、搬入・搬出や解体作業時の騒音・振動の発生など、地域住民の生活環境の保全に支障が生じる場合があります。
- 県では、生活環境の保全及び災害の防止を図る観点から、再生資源物の屋外における適正な保管を図るため、「茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」を制定しました。
- 保管の高さや保管単位（面積）、囲いの可視化などの基準を設け、事業者に対し条例遵守を指導しています。
- これまでに、すべての事業場441か所（2026.1月末現在）に対して立入検査を実施済みであり、現在条例の基準を満たしていない事業場に対し改善指示を行っているところです。

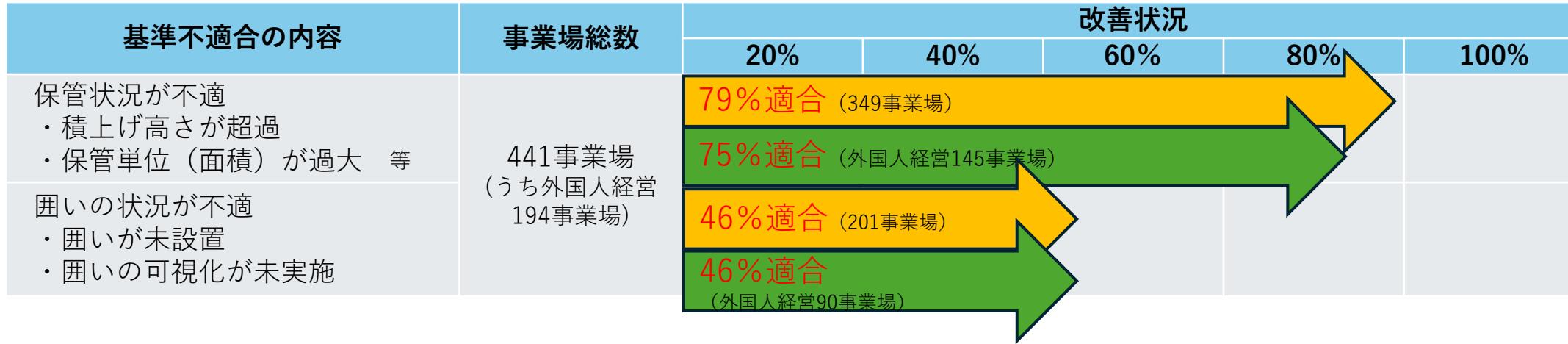
今後の対応

- 引き続き、市町村など関係機関と連携し、条例の基準を満たしていない事業場に対し立入検査を行い、保管基準や囲いの基準など適正な保管を指導していきます。
- 指導に従わず高積みなどの不適正な保管を続ける悪質な事業者に対しては、
 - ・改善勧告
 - ・公表
 - ・改善命令や施設使用停止命令
 - ・許可取消といった行政処分など、厳正に対処していきます。

<再生資源物屋外保管事業場への指導状況>

◆ 基準不適合事業場への指導状況

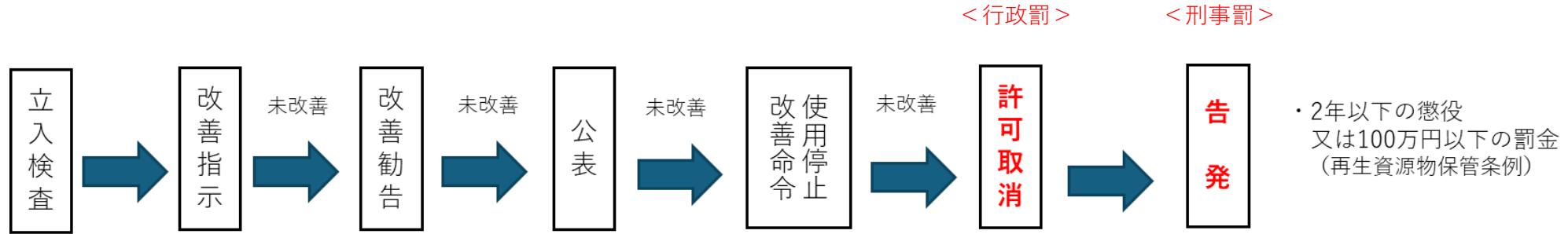
(2026.1月末現在)



◆ 事業場に対する立入・改善状況

(単位：事業場) (2026.1月末現在)

	～2025年11月	12月	1月	合計
・立入検査（件）	6 6 4	3 3	4 5	7 4 2
・改善指導中	2 8 4	2 8 3	2 5 8	—
保管状況不適	1 0 0	1 0 0	9 2	—
囲いの状況不適	2 6 8	2 6 4	2 4 0	—
・行政処分等 改善勧告	—	9	0	9
HP公表	—	—	—	—
停止命令	—	—	—	—



問合せ先

廃棄物規制課施設指導グループ
電話：029-301-3027
電子メール：haitai2@pref.ibaraki.lg.jp